



2017年9月8日

各 位

会社名 株式会社 ツバキ・ナカシマ
代表者名 取締役兼代表執行役 CEO 高 宮 勉
(コード番号 6464 東証第1部)
問合せ先 取締役兼専務執行役 CFO 小原 シェキール
(TEL 06-6224-0193)

株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、2017年9月8日開催の取締役会において、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

また、当該売出しにより、当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 株式の売出し

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 下 記①ないし③の合計による当社普通株式 17,674,400 株
種 類 及 び 数 ①下記(3)①に記載の引受人の買取引受による国内売出しの対象株式として当社普通株式 6,486,000 株
②下記(3)②に記載の海外売出しにおける海外引受会社による買取引受の対象株式として当社普通株式 10,149,300 株
③下記(3)②に記載の海外売出しにおける海外引受会社に付与される当社普通株式を追加的に取得する権利の対象株式の上限として当社普通株式 1,039,100 株

なお、上記①ないし③の合計である引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は17,674,400株であり、上記①ないし③に記載の各株式数を目処に売出しが行われるが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、下記(4)に記載の売出価格等決定日に決定される。

- (2) 売 出 人 CJP TN Holdings, L.P.

- (3) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

①引受人の買取引受による国内売出し

日本国内における売出し(以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。)とし、野村証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を共同主幹事会社とする引受人に、引受人の買取引受による国内売出し分の全株式を総額連帯買取引受させる。

②海外売出し

海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール

144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。)における売出し(以下「海外売出し」という。)とし、Goldman Sachs International、Nomura International plc (アルファベット順)及びUBS AG, London Branch を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人(以下「海外引受会社」と総称する。)に、海外売出し分の全株式を総額個別買取引受させる。また、売出人は、海外引受会社に対して当社普通株式を追加的に取得する権利を付与する。

引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し及び下記「2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出し(これらを併せて、以下「グローバル・オフアリング」と総称する。)のジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社であり、コ・グローバル・コーディネーターは、UBS証券株式会社である。

- (4) 売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2017年9月26日(火)から2017年9月28日(木)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。)
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格と引受価額(売出人が引受人より1株当たりの買取金額として受け取る金額)との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の(国内)日まで。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (9) 受 渡 期 日 2017年10月4日(水)から2017年10月6日(金)までの間のいずれかの日。但し、売出価格等決定日の6営業日後の日とする。
- (10) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の承認については、代表執行役に一任する。

2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>2.を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 972,900 株
種 類 及 び 数 (上記売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受による国内売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、引受人の買取引受による国内売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。)
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 引受人の買取引受による国内売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主であるCJP TN Holdings, L.P.から972,900株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しを行う。
- (4) 売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格と同一とする。)

- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による国内売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による国内売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、代表執行役に一任する。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

当社は、2015年12月に東京証券取引所市場第一部への再上場を果たしました。再上場より約1年9ヵ月を経過し、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの売出人である CJP TN Holdings, L.P. よりその保有する当社普通株式を売却したい旨の意向が確認されました。当社といたしましては、市場における当社普通株式の流動性の向上及び株主層の拡大を図る観点から、株式売出しを承認するという判断に至りました。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による国内売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主である CJP TN Holdings, L.P. から 972,900 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は 972,900 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による国内売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2017 年 10 月 27 日（金）までの間を行使期間として、上記当社株主から付与されます。

また、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2017 年 10 月 24 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社は、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントに

よる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーロットメントによる売出しが行われない場合は、野村証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から野村証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

上記記載の取引に関し、野村証券株式会社はゴールドマン・サックス証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、これらを行います。

3. ロックアップについて

グローバル・オフリングに関連して、当社株主である山田賢司、酒井秀行、高宮勉、小原シエキール、島田一也、茅原和朗、廣田浩治、張立、天池哲忠、辻倉良彦及び岸本孝弘並びに新株予約権者である川崎悦史及び富士川徹は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、売出価格等決定日に始まり、グローバル・オフリングに係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、原則として当社株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を合意しております。

また、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（但し、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

II. 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の当社普通株式の売出しに伴い、主要株主である筆頭株主の異動が見込まれます。

なお、当該主要株主である筆頭株主は、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」16項(4)に該当するため、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づく親会社に該当しませんが、当社が採用する国際会計基準（以下「IFRS」という。）においては、親会社に該当しており、今回の売出しに伴い、IFRSにおける親会社の異動が見込まれます。

2. 異動する株主の概要

主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

- (1) 名 称 CJP TN Holdings, L.P.
- (2) 所 在 地 Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands
- (3) 代表者の氏名 ノーマ・クンツ (Norma Kuntz)
- (4) 代表者の役職 当該株主のジェネラル・パートナーである CJP TN Holdings GP, Ltd. のディレクター
- (5) 事業内容 投資業

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異 動 前 (2017年9月8日現在)	186,473 個 (18,647,300 株)	47.05%	第1位
異 動 後	9,729 個 (972,900 株)	2.45%	第5位

(注) 1. 総株主の議決権の数に対する割合は、2017年6月30日現在の総株主の議決権の数396,370個を基準に算出しております。また、大株主順位は、2017年6月30日現在の株主名簿による株主順位に基づくものであります。

2. 異動後の議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合は、前記「I. 株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（1）売出株式の種類及び数」に記載の引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数に係る議決権の数176,744個（17,674,400株）を控除した議決権の数（所有株式数）を基準として算出しております。

3. 前記「I. 株式の売出し <ご参考> 2. オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のグリーンシュエーションの行使により、異動後の議決権の数（所有株式数）は上記議決権の数（所有株式数）よりさらに最大で9,729個（972,900株）減少する可能性があります。

4. 異動予定年月日

前記「I. 株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（9）受渡期日」に記載の受渡期日（売出価格等決定日の6営業日後の日）

5. 今後の見通し

今回の主要株主である筆頭株主の異動による当社の経営及び業績への影響はありません。

以 上

ご注意： この文章は当社普通株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

当社普通株式の売出しへの投資判断を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）は引受証券会社より入手することができます。

また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。

なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。